

定期無料相談

■人権相談

- 11月14日(火) 13時～17時 壬生川公民館
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214
- 毎週月・水・金曜日(3日は除く) 9時～16時
松山地方法務局西条支局
問合せ 西条人権擁護委員協議会 TEL0897-56-0188

■行政相談

- 11月7日(火) 13時～16時・12月5日(火) 13時～15時
市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214
- 11月14日(火) 9時～12時 丹原福祉センター
- 11月28日(火) 9時～12時 桜樹公民館
問合せ 丹原総合支所総務課 TEL0898-68-7300内線230
- 11月14日(火) 13時～16時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 11月17日(金) 13時～16時 小松農村環境改善センター
問合せ 小松総合支所総務課 TEL0898-72-2111内線212

■法律相談 事前予約が必要。(予約受付は11月1日～)

- 内容 弁護士が担当(定員15人、1人15分)
- 11月8日(水)・22日(水) 13時～17時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 11月15日(水) 13時～17時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214

■心配ごと相談

- 総合福祉センター(もてこい元気館)
月～金曜日(3日・23日は除く) 13時～16時
- 東予総合福祉センター(ほほえみプラザ)
月・金曜日(3日は除く) 9時～12時
- 丹原福祉センター 毎週火曜日 9時～12時
- 小松地域福祉センター
毎週水曜日(22日は除く) 13時～16時
主催 社会福祉協議会 TEL0898-64-2600

■社会保険等相談

- 11月9日(木) 10時～16時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 市庁舎本館産業振興課 TEL0897-56-5151内線2543

■社会保険出張相談

- 11月15日(水)・30日(木) 10時～15時30分 西条商工会議所
- 11月16日(木) 10時～15時30分 東予市商工会議所
問合せ 新居浜社会保険事務所 TEL0897-35-1300

■子育て相談

- ◆医療カウンセラーによる専門的相談
毎週土・日曜日、祝日 10時～16時 総合福祉センター
問合せ 地域子育て支援センター「ひだまり」 TEL0897-55-1018
※11月18日(土)(10時～12時)には「らっこ・はうす」でも専門的相談を実施します。
※平日は、次の地域子育て支援センターでも子育て不安等に対する相談を行っています。
 - ひだまり 総合福祉センター内 TEL0897-55-1018
 - おさなごゆめの城 飯岡保育園内 TEL0897-55-2311
 - らっこ・はうす 東予南保育所内 TEL0898-64-3112
 - たんぼぼくらぶ 小松東保育所内 TEL0898-72-2538

■青少年電話相談

- ◆ヤングテレホン 月～金曜日 8時30分～17時
TEL0897-52-2828(青少年育成センター)
TEL0897-56-4976(西条警察署)
TEL0898-65-4976(西条西警察署)
- ◆ヤングホットライン 月～金曜日 9時～18時
TEL089-945-4115(松山教育事務所)

■消費生活相談

- 月～金曜日(3日・23日は除く) 9時～16時
- 西条地方消費生活相談窓口 TEL0897-56-3700
- 愛媛県消費生活センター TEL089-925-3700

■司法書士法律無料相談

- 11月21日(火) 10時～12時 市民会館(東予総合支所隣)

■土地建物取引相談

- 11月8日(水) 13時～15時 宅建協会西条支部(兵庫ビル2階)
問合せ・主催 宅建協会西条支部 TEL0897-55-0988

■土地建物取引相談、住宅に関する無料相談

- 11月10日(金) 13時～15時
東予市商工会議所 TEL0898-64-5000
主催 宅建協会周桑支部、東予市商工会議所

■お酒の悩み相談

- 11月22日(水) 18時～19時 総合福祉センター3階第1会議室
問合せ 西条断酒会 TEL0897-55-8030 担当:辻本

■補聴器相談会

- 11月15日(水) 10時～15時 市庁舎本館101会議室
- 11月15日(水) 10時～15時 東予総合支所第1会議室
問合せ 市庁舎別館社会福祉課 TEL0897-56-5151内線2326

◆全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

- 日時 11月13日(月)～19日(日)
月～金曜日: 8時30分～19時30分
土曜日: 10時～17時 日曜日: 9時～21時
- 電話番号 0570-070-810(携帯電話からの相談も可能)
- 相談内容 女性の人権問題に関するあらゆる相談(夫やパートナーからの暴力、職場などでのセクシャル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題などの家庭内問題等) (予約不要・無料・秘密厳守)
- 相談担当者
人権擁護委員(弁護士資格を有する者含む)、法務局職員
- 主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

◆「クレジット・サラ金110番」電話相談

- 日時 11月1日(水) 10時～15時
- 電話 089-915-5010(当日のみの直通電話)
- 内容 クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金に関する相談に、弁護士が電話で相談に応じます。(面談は不可)
- 主催 全国クレジット・サラ金問題対策協議会
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
- ◆法務行政なんでも相談
日時 11月18日(土) 11時～15時
場所 総合福祉センター(もてこい元気館) 3階視聴覚室
内容 土地・建物の登記、相続、近隣・親子関係、人権相談等
問合せ 松山地方法務局西条支局 TEL0897-56-0188